

(別紙)

1 全般的事項

- (1) 今後の事業計画の検討に当たっては、予測結果を踏まえ、生活環境の保全に万全を期すとともに、環境の保全に関する最善の対策や技術の導入を図るなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 計画段階配慮書において収集した情報、住民などや行政機関からの意見及び検討した内容については、方法書以降の調査、予測及び評価に適切に活用するとともに、その内容を今後の環境影響評価図書において適切に記載すること。
- (3) 環境影響評価に係るそれぞれの手続段階において、できる限り詳細に工事計画を検討し、工事の実施に係る期間及び工程の計画を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うよう努めること。
- (4) 環境影響評価手続きにおいて、周辺の状況変化や事業計画の具体化などに伴い、アンモニアなどのゼロカーボン燃料の導入や既設施設の廃止など、調査、予測及び評価の項目や手法の選定に影響を及ぼす新たな事情が生じたときは、必要に応じて項目の追加や手法の見直しを行うこと。また、その内容については環境影響評価準備書に適切に記載すること。
- (5) 環境影響評価図書及び住民などへの説明会向けの資料については、住民などが理解しやすい内容となるよう、直感的に分かりやすい表現に努めること。また、対象事業実施区域及びその周辺の地域特性を適切に把握した上で、事業の実施前後の変更点が住民及び関係機関などに正確かつ分かりやすく伝わるよう工夫すること。
- (6) 住民などからの意見や要望に対して十分な検討を行うとともに、誠意を持って対応し、適正な反映に努めること。
- (7) 環境影響評価の手続きにおいて公開する図書については、住民などが閲覧しやすいよう、縦覧場所や縦覧期間に配慮するとともに、インターネットを効果的に活用するなど、図書へのアクセスのしやすさが確保されるよう積極的な情報提供に努めること。
- (8) 環境影響評価の手続きにおいて引用した専門家などの見解を確認・検討できるよう、当該研究内容を確認するために必要な所属機関や研究者の情報などについて明示するよう努めること。また、より幅広い観点からの知見が得られるよう、必要に応じて複数の専門家などの見解の確認を検討すること。

(9) 石炭1号機については、2028年度を目途として廃止を確実に進めるとともに、石炭1号機廃止までの間、電力の安定供給を確保しつつ環境負荷の低減を図っていく観点から、石炭1号機及び石炭2号機の稼働抑制を計画的に実施し、温室効果ガスの削減に努めること。また、LNG2号機の稼働に伴う石炭2号機の廃止及び休止中の1号機(石油)の廃止など、火力電源の脱炭素化を進めるとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を図るなど、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた取組みの確実な実施に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質

ア 対象実施区域周辺には住居地域、学校及び病院などが立地していることから、二酸化窒素の年間総排出量並びに対象事業実施区域及びその周辺の気象条件などを十分に考慮し、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響を回避又は極力低減できるよう最良の技術を用いた環境保全措置を検討すること。

イ 山岳域への影響の可能性についても検討した上で、高層気象観測などで必要な調査を行い、その結果を環境影響評価準備書以降の手続きに適切に反映すること。

(2) 騒音・振動

環境影響評価準備書において、想定される音源(設備、車両、建設機械)及び想定する搬出入のルートなど騒音・振動に影響する予測条件について、住民などに分かりやすく示すこと。また、予測及び評価の結果を踏まえ、環境影響評価準備書に記載のルートを工事事業者に定期的に周知することを環境保全措置として位置付けるなど、適切な措置を検討すること。

(3) 水環境

ア 海洋生物への影響が考えられる温排水に係る管理状況を把握するためには、温排水の影響の大きい地点でのモニタリングが適切と考えられることから、放水口付近に温排水の連続測定の実施地点の配置を検討すること。また、協定で定める取排水温度差の管理のために実施しているモニタリング結果についても、適切に活用するよう検討すること。

イ 土木建築工事による地下水位の変化の可能性について、適切な評価を行い、地下水位への影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。

(4) 動植物

- ア 文献調査においては、対象事業実施区域内のデータが特に重要であることから、調査範囲が広い（射水市全体、県全体など）ものと対象事業実施区域周辺のものとは分けて記載するなど、環境影響評価準備書においてその重要性が分かるよう記載すること。
- イ 対象事業実施区域内での動植物を適切に把握し、その結果を踏まえてどのように調査対象を検討し、影響を予測・評価したかを環境影響評価準備書において分かりやすく記載すること。
- ウ 動植物の種ごとに影響が最大となる時期が異なることが考えられるため、環境影響評価準備書において、影響が最大となる時期の考え方が適切に伝わるよう記載方法を工夫すること。
- エ 対象事業実施区域周辺には、猛禽類以外にも、カモ類を含む一般鳥類の生息が予想されることから、対象事業実施区域周辺の一般鳥類についても適切に調査するとともに、環境影響評価準備書において、カモ類を含む一般鳥類の調査地点や調査方法を示す図表に対して、猛禽類調査で確認された一般鳥類の重要種についても把握する旨を分かりやすく記載すること。
- オ 予備調査において、ハヤブサなどの重要な鳥類が確認されていることから、対象事業実施区域の動植物が把握できるような調査、予測及び評価を行うこと。また、動植物への影響を極力回避又は低減するために、随時、重要な鳥類に対する環境保全措置の先行事例や最新の知見に関する情報を収集するとともに、専門家などの意見も踏まえて適切に環境保全措置を検討すること。
- カ 温排水の海洋生物への影響については、現地調査の結果を踏まえ、必要に応じて専門家などの意見を聴取しながら、適切な環境保全措置を検討・実施するとともに、環境影響評価準備書においてその結果を記載すること。
- キ 動植物の調査については、事業の実施後も継続して行うことで、騒音・振動や工作物、温排水の影響などを把握することが可能になることから、必要に応じて検討すること。

(5) 地球温暖化

- ア 温室効果ガスなどの予測、評価に当たっては、対象発電設備の稼働に伴う二酸化炭素排出量の予測・評価に加え、事業実施前後の比較により温室効果ガスの削減量や削減率を示すなど、住民などに分かりやすい表現となるよう工夫すること。

イ ライフサイクル全体の二酸化炭素排出量の把握については、国の動きも踏まえた上で、最新のデータや知見の集積に努め、必要に応じて調査、予測及び評価の手法の見直しを行うこと。

ウ 二酸化炭素排出量の削減に向け、今後更なる削減につながる技術的進展やその見込みについて適宜情報収集を行い、それらの技術の導入可能性を十分に検討すること。